

○調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討委員会要綱

令和 6 年 3 月 2 2 日教育委員会要綱第 1 号

調布市立中学校部活動地域移行・地域連携に係る検討委員会設置要綱

第 1 設置

調布市立中学校の生徒における豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に向け、学校部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域連携及び地域移行について検討するため、調布市立中学校部活動地域移行・地域連携に係る検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

第 2 所掌事項

検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 部活動の地域連携及び地域移行の在り方に関する事
- (2) 部活動の地域連携及び地域移行の仕組みづくりに関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

第 3 組織

検討委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。なお、教育長が認めたときは、別表に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

第 4 任期

委員の任期は、教育長が任命した日から当該日の属する年度の 3 月 3 1 日までとし、再任を妨げない。

第 5 委員長及び副委員長

検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 会議

検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第 7 検討部会

検討委員会は、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員長の指名する者をもって組織する。

第 8 庶務

検討委員会の庶務は、教育委員会教育部指導室及び生活文化スポーツ部スポーツ振興課において

処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

委員
学識経験者
調布市立中学校長会長
調布市立小学校長会長
調布市PTA連合会の推薦する者
公益社団法人調布市スポーツ協会の推薦する者
調布市スポーツ推進委員会の推薦する者
総合型地域スポーツクラブの推薦する者
公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団の推薦する者
教育委員会教育部長
教育委員会教育部次長
教育委員会教育部副参事兼指導室長
教育委員会教育部教育総務課施設担当課長
教育委員会教育部指導室学校教育担当課長
教育委員会教育部社会教育課長
生活文化スポーツ部長
生活文化スポーツ部次長
生活文化スポーツ部文化生涯学習課長
生活文化スポーツ部スポーツ振興課長
行政経営部企画経営課長